

三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等について
平成 27 年度(2015 年度)版 (案)

平成 27 年(2015 年)

三 重 県

目 次

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| 1 子ども条例に基づく施策の実施状況 | 3 |
| 2 「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の重点的取組の実績と 今後の取組方向 | 7 |
| 3 「三重県地域少子化対策強化計画」に基づくライフステージ毎の 主な取組状況 | 12 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| 別表1 平成26年度に実施した子ども条例に基づく施策の実施状況一覧 | 19 |
|-----------------------------------|----|

| | |
|---------------------------------|----|
| 別表2 三重県地域少子化対策強化計画（平成26年度）の取組状況 | 30 |
|---------------------------------|----|

はじめに

本県の平成 26 年の合計特殊出生率は 1.45 と依然として低く、出生数は 13,725 人と減少を続けており、少子化が進んでいます。

「みえ県民意識調査」の結果によると、結婚や子どもを持つことについて理想と現実にギャップが生じており、様々な事情により結婚や子どもを持つことについて希望がかなわない現実があります。

また、家族のあり方はさまざままで多様化している中で、子どもを取り巻く環境は以前よりも複雑かつ多様化しており、子どもにかかるさまざまな問題が顕在化しています。

県では、平成 22 年 3 月に、「子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくり」をめざし、総合的、横断的な観点で取組を進めるため、「第二期三重県次世代育成支援行動計画」（以下「次世代行動計画」という。）を策定しました。

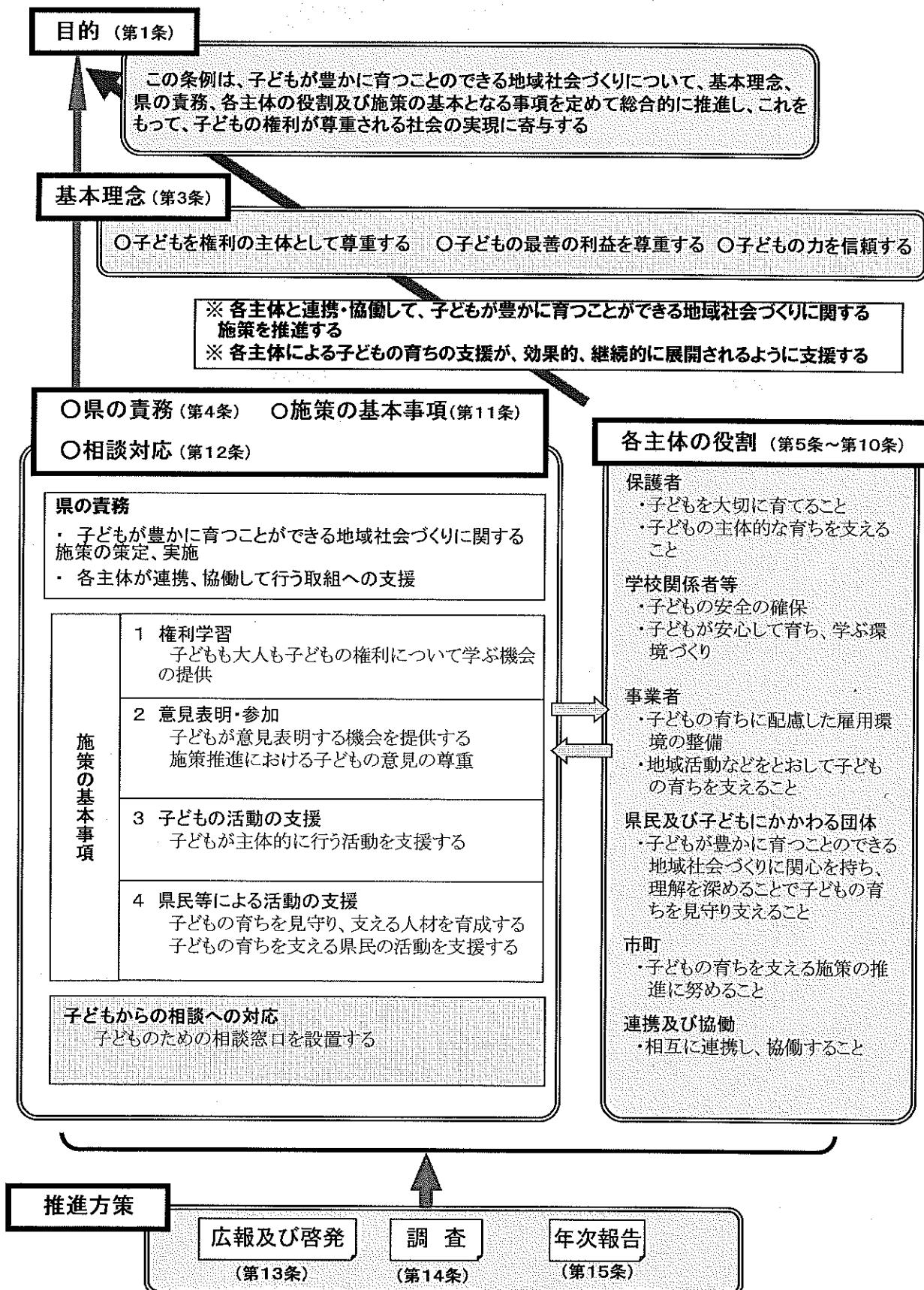
また、平成 23 年 4 月に、「子どもの権利条約」の理念にのっとり、「子どもの権利が尊重される社会」の実現をめざすため、「三重県子ども条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利や自ら育つ力と多くの可能性があるとしたうえで、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」を進めるため、「子どもを権利の主体として尊重する」「子どもの最善の利益を尊重する」「子どもの力を信頼する」の 3 つを基本理念とするとともに、県の責務や子どもに関わる様々な主体の役割を明らかにしました。

平成 26 年度は少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけ、「三重県地域少子化対策強化計画」に基づき、「子ども・思春期」、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含め、ライフステージ毎に切れ目のない支援を進めたほか、少子化対策計画、次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業支援計画及びひとり親家庭等自立促進計画を一体化した「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（平成 27 年度～31 年度）を策定したところです。

この報告は、今後の施策へ反映するため、子ども条例第 15 条の規定に基づき行う年次報告として、子ども施策に関する取組状況について、第二期三重県次世代育成支援行動計画や三重県地域少子化対策強化計画の取組実績とともにまとめたものです。

「三重県子ども条例」の構成



1 子ども条例に基づく施策の実施状況

三重県子ども条例（以下「条例」といいます。）は前文で、「子どもは自分が受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる。また、子どもは、家庭や学校を始めとする地域社会での経験を通して、人とのさまざまな関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる」とうたっています。

このような子どもの力を育んでいくため、子どもの「思いや意見が尊重される」取組を進めていくことが大切です。

条例では第3条第1号で「子どもを権利の主体として尊重する」「子どもの最善の利益を尊重する」「子どもの力を信頼する」を基本理念として定めています。

この基本理念を実現するために、条例第11条において、子どもの権利について学ぶ機会の確保や子どもの施策に関する意見表明と主体的活動の支援等について定めています。

【条例第11条】（施策の基本となる事項）

県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。

- (一) 子どもの権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること。
- (二) 子どもの施策について、子どもが表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること。
- (三) 子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること。
- (四) 子どもの育ちを見守り、及び支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう環境の整備を行うこと。

子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する県の主な取組の実施状況について、以下及び別表のとおり、条例第11条で定める基本となる事項別に整理しました。

今後も、条例の基本理念の実現に向けて、取組を進めていきます。

(1) 子どもの権利について、子ども自身が知り、学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会の提供

子どもが自分の権利について知り、自分が大切な存在であると認識すると、他人の権利を尊重することや、社会のルールや約束事を守ることの大切さについての理解が深まります。また、大人は、子どもの権利について学ぶことで、子どもが基本的人権を有する一個の人格であることを理解することができます。その中で子どもと大人に信頼関係が生まれ、子どもが安心して豊かに育つことができるようになります。

○「三重県子ども条例」推進・啓発講演会等の実施（健康福祉部子ども・家庭局）

「三重県子ども条例」について、教員を対象とした講演会や高校生を対象とした高校人権学習での講演活動を実施しました。

また、県庁見学の小学生を対象に着ぐるみや啓発グッズを用いた啓発活動を行うとともに、あわせて学校を通じチラシ等を自宅に持ち帰ってもらうことにより、条例の家族への啓発も行う機会としました。

○「命の大切さを学ぶ教室」の開催（警察本部）

次代を担う中学生、高校生及び大学生に対し、犯罪被害者等の講師が、犯罪被害者等が受けた様々な痛み、家族の絆、命の大切さ、被害者も加害者も出さない社会を希求する思い等について語りかけ、受講した生徒が犯罪被害者等の悲痛な思いや置かれている現状に対する理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成を図るとともに、自分や他人の命を大切にする意識、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上を図ることを目的として開催しました。（開催回数：19回、受講者数：約7,950人、うち中高校生：約7,570人）

(2) 子どもが意見を表明する機会の設定、参加促進と意見の尊重

子どもが地域の中で生活する一員として、よりよい地域社会づくりに向けて意見を表明する機会があることは大切です。そのような機会を積極的に設けることで、子どもの社会参加の促進や地域への愛着形成にもつながります。

○「キッズ・モニター」アンケートの実施（健康福祉部子ども・家庭局他）

県の施策に子どもの意見や状況を反映させるため、子どもを対象にインターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニター」を実施しました。（10回実施）

○家族の絆 一行詩コンクールの実施（健康福祉部子ども・家庭局）

温かい気持ちのやりとりのなかで、子どもが安心して自分らしく育つことを期待して、「ありがとう」をテーマにした一行詩を募集しました（応募作品数：11,930作品）。また、一行詩に込められた想いや絆を広く共有し、さらに「ありがとう」の輪が広がるように、入賞作品について作品集を作成し、保育園や幼稚園、学校をはじめ、子どもに関連した機関や団体に配布しました。

(3) 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援

子どもにとって、地域社会のなかでのさまざまな体験や人とのふれあいは、すべて学びにつながり、自信や信頼を深める大切な機会でもあります。子どもが自分で考える力と、思いや願いを実現する力を発揮して自分らしく育つていけるよう、より多くの機会や情報の提供などの支援が求められています。

○高校生フェスティバル（教育委員会事務局）

「三重県立高等学校産業教育フェア」「みえ高文祭」「三重県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会及び三重県高等学校定時制通信制生徒文化作品展」「人権まなびの発表会」「高校生フォーラム」「高校紹介ひろば」「キャリア教育フォーラム」において、県内の高校生が一堂に集い、日頃の学習や文化活動等の成果を総合的に情報発信しました。（参加生徒延べ2,915名、一般来場者延べ4,673名）

○キッズISO14000プログラム（環境生活部）

小学校、企業、行政が連携してキッズISO14000プログラムに取り組むことにより、家庭を巻き込んだ環境保全活動を推進しました。（参加児童数：小学校19校、583人）

(4) 子どもの育ちを見守り、支えるための人材育成及びそのための環境整備

子どもが豊かに育っていくためには、たくさんの大人が多様な価値観を持って子どもとふれあい、子どもを支えていくことが大切です。地域の中で子どもの育ちを支えることのできる人材を育成するとともに、そうした人材を含め地域の多様な主体が行う活動が促進されるような環境整備が求められています。

○みえ次世代育成応援ネットワークの活動促進（健康福祉部子ども・家庭局）

社会全体で子どもや子育て家庭を支える地域を実現するために、地域の担い手である企業や子育て支援団体等が参画し活動している「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大及び活動促進を図りました。(平成 27 年 3 月 31 日現在の会員数：1,325)

○子ども専用電話相談の運営（健康福祉部子ども・家庭局）

子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談をうけ、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう手助けしています。虐待やいじめなど子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。(平成 26 年度の相談件数：1,667 件)

2 「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の重点的取組の実績と今後の取組方向

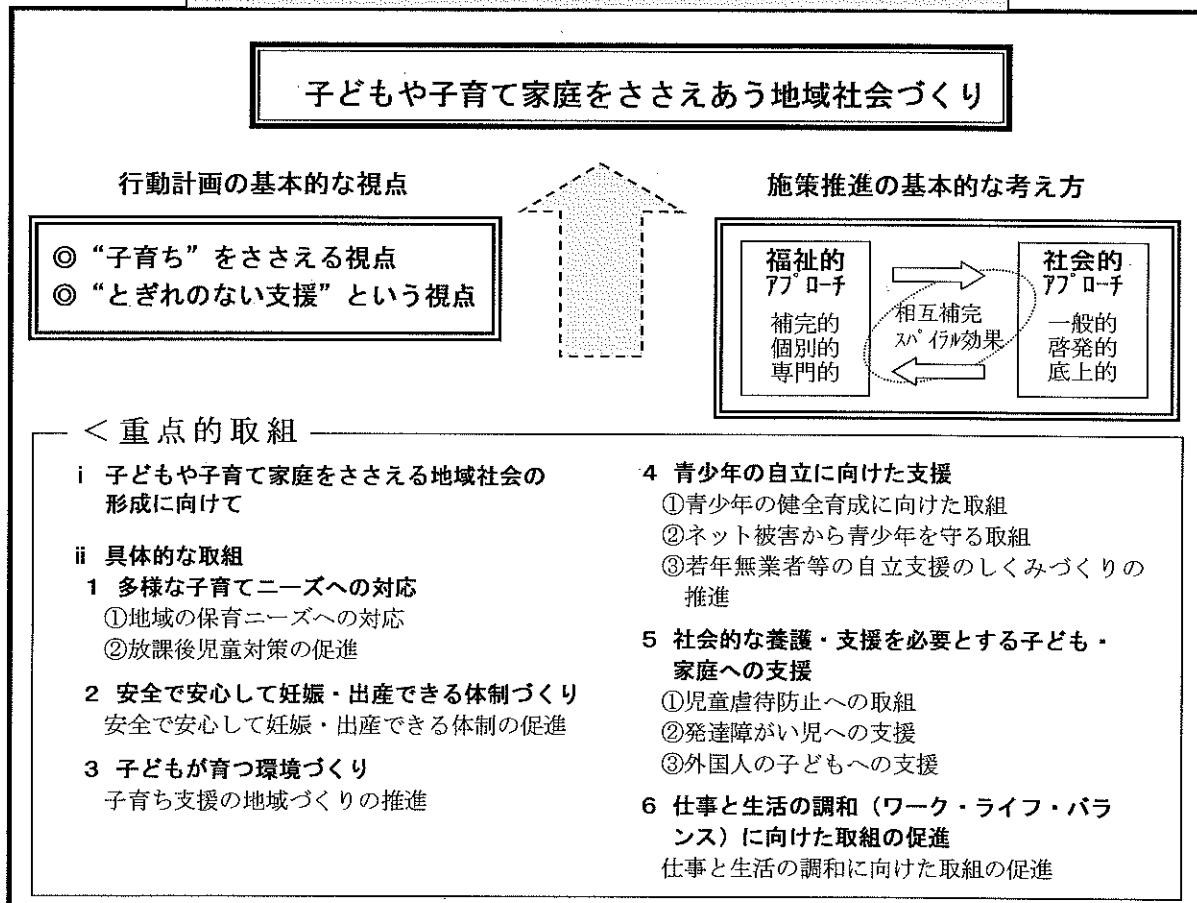
県では、「第二期三重県次世代育成支援行動計画」（平成 22 年度～26 年度）を策定し、「‘子育ち’をささえる視点」と「‘とぎれのない支援’という視点」を基本的な視点とし、福祉的アプローチと社会的アプローチを両輪として、「子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくり」をめざし、取組を進めてきました。

この計画では、計画期間中に重点的に取り組む 11 の項目を「重点的取組」として位置づけ、目標値を設定して、取組を推進してきたところです。

平成 27 年度からは、多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議での議論をふまえ、次世代育成支援行動計画、少子化対策計画、子ども・子育て支援事業支援計画及びひとり親家庭等自立促進計画を一体として策定した「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（平成 27 年度から平成 31 年度）に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、取組を進めています。

《 第二期三重県次世代育成支援行動計画の概念図 》

第二期三重県次世代育成支援行動計画 (H22 年度～H26 年度)



【重点的取組の実績と今後の取組方向】

(1) 多様な子育てニーズへの対応

① 地域の保育ニーズへの対応（健康福祉部子ども・家庭局）

| 具体的な目標項目 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------|----|--------|--------|--------|
| 認定こども園数（累計） | 目標 | 5箇所 | 5箇所 | 5箇所 |
| | 実績 | 5箇所 | 5箇所 | 5箇所 |

目標は達成しています。今後は、平成27年3月に策定した三重県子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、認定子ども園への移行を検討している市町等への情報提供等の支援を行っていきます。

② 放課後児童対策の促進（健康福祉部子ども・家庭局）

| 具体的な目標項目 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--|----|--------|--------|--------|
| 小学校区における放課後児童対策（放課後児童クラブまたは放課後子ども教室の実施数） | 目標 | 83.0% | 86.5% | 90.0% |
| | 実績 | 84.5% | 85.2% | 88.0% |

平成26年度は前年度より2.8ポイント増加したものの目標の達成には至りませんでした。引き続き、放課後児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブ・子ども教室の整備、拡充の支援を進めます。また、放課後児童クラブに従事する者（放課後児童支援員、補助員等）に対して研修を実施することにより、人材の確保や資質の向上、専門性の確保を図るとともに、その待遇改善等に努めます。

(2) 安全で安心して妊娠・出産できる体制づくり

○ 安全で安心して妊娠・出産できる体制の促進（健康福祉部子ども・家庭局）

| 具体的な目標項目 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------------------------|----|--------|--------|--------|
| 乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業とともに実施する市町数（累計） | 目標 | 23市町 | 25市町 | 29市町 |
| | 実績 | 21市町 | 23市町 | 24市町 |

乳児家庭全戸訪問事業は 29 市町で実施されていますが、その後のフォローを行う養育支援訪問事業は人員確保や体制が整わないとの理由で実施に至ってない市町があり、目標の達成には至りませんでした。平成 27 年度にはすべての市町において乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業いずれも実施される予定ですが、フィンランドで提供されている「ネウボラ」のように、妊産婦・乳幼児ケアがすべての家族に対し継続的に提供され、利用者がワンストップで利用できる仕組みづくりが重要となっていることから、今後は、三重県独自の新たな出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」（三重県版ネウボラ）により、県内どの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、地域において妊産婦等を支える人材の育成や産後ケアが必要な産婦への支援などを進めます。

（3）子どもが育つ環境づくり

○ 子育ち支援の地域づくりの推進（健康福祉部子ども・家庭局）

| 具体的な目標項目 | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------------------------|----|----------|----------|----------|
| みえの子育ちサポート 一認証者数（累計） | 目標 | 3,250 人 | 5,200 人 | 7,750 人 |
| | 実績 | 2,822 人 | 5,482 人 | 9,101 人 |

目標は達成しています。今後は、子育て家庭を支える人材の育成や祖父母世代の子育て支援を行うための取組のほか、地域で活動している子育て団体の取組について市町と連携して支援を進めます。

（4）青少年の自立に向けた支援

① 青少年の健全育成に向けた取組（健康福祉部子ども・家庭局）

| 具体的な目標項目 | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------------------------------------|----|----------|----------|----------|
| 三重県青少年健全育成 条例に基づく青少年健 全育成協力店の割合 | 目標 | 92.5% | 95.0% | 97.5% |
| | 実績 | 92.7% | 95.0% | 96.6% |

地域の立入調査員や職員が継続的に立入調査を行い、青少年健全育成協力店の依頼を行っているものの、依然協力を得られない店舗もあり、目標の達成に至りませんでした。引き続き、まだ協力をいただいていない店舗に立入活動を行い、青少年健全育成条例の趣旨を理解していただき、協力が得られるように努めています。

② ネット被害から青少年を守る取組（健康福祉部子ども・家庭局）

| 具体的な目標項目 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------------------|----|--------|--------|--------|
| ネット被害防止地域活動講師養成人数（累計） | 目標 | 36人 | 49人 | 58人 |
| | 実績 | 39人 | 50人 | 61人 |

目標は達成しました。引き続き、子どもや若者が使用する携帯電話端末等に対して、保護者等によるフィルタリング利用の徹底を進めるなど、安全で安心な情報環境の整備に取り組みます。

③ 若者無業者等の自立支援のしくみづくりの推進（雇用経済部）

| 具体的な目標項目 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------------|----|--------|--------|--------|
| 若者自立支援機関（県内4箇所）の利用者数 | 目標 | 7,400人 | 7,400人 | 7,600人 |
| | 実績 | 6,592人 | 7,502人 | 6,555人 |

国の指針により、高校在学生に対する相談業務（学校連携事業）ができなくなった等の理由により、平成26年度は目標の達成には至りませんでした。今後は、高校の進路担当者などと一層連携を図り、在学中の中退予定者に関する情報をできる限り入手することにより、途切れないと支援ができるよう努めていきます。

（5）社会的養護・支援を必要とする子ども・家庭への支援

① 児童虐待防止への取組（健康福祉部子ども・家庭局）

| 具体的な目標項目 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------------|----|--------|--------|--------|
| 要保護児童に対する家庭的ケアの実施率 | 目標 | 35.8% | 41.0% | 43.0% |
| | 実績 | 40.2% | 49.6% | 52.4% |

目標は達成しました。今後は、社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、「三重県家庭的養護推進計画」（平成27年度～41年度）に基づき、児童養護施設、乳児院の本体施設の小規模化及び小規模グループケア化、施設のない地域への分散化、及び里親・ファミリーホームへの委託等を進めます。

② 発達障がい児への支援（健康福祉部子ども・家庭局）

| 具体的な目標項目 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---|----|--------|--------|--------|
| とぎれのない支援を行うために保健、福祉、教育等の部門を一元化した相談体制または機能の設置市町数（累計） | 目標 | 15市町 | 17市町 | 17市町 |
| | 実績 | 18市町 | 20市町 | 26市町 |

目標は達成しました。今後は、発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町等との連携を図り、途切れのない支援体制の構築をめざします。

③ 外国人の子どもへの支援（教育委員会事務局）

| 具体的な目標項目 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------------------|----|--------|--------|--------|
| 外国人児童生徒巡回相談員の学校への訪問回数（年間） | 目標 | 2,400回 | 2,400回 | 2,400回 |
| | 実績 | 2,656回 | 2,659回 | 2,604回 |

目標は達成しました。今後は、小中学校において、外国人児童生徒巡回相談員を外国人児童生徒の在籍状況に応じて計画的・効果的に派遣して学習支援等を行います。

（6）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取組の促進

○ 仕事と生活の調和に向けた取組の促進（健康福祉部子ども・家庭局）

| 具体的な目標項目 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------|----|------------|------------|------------|
| 一般事業主行動計画の策定数 | 目標 | 850 事業所 | 850 事業所 | 930 事業所 |
| | 実績 | 827 事業所 | 773 事業所 | 712 事業所 |

一度計画を策定した企業が、計画期間が終了し、または目標を達成して「くるみん認定」を得た場合に新たな計画を策定しないケースが多いこと等から実績数は減少し、目標達成には至りませんでした。引き続き、企業に対してワーク・ライフ・バランスの推進や仕事と子育ての両立を支援する風土づくりなど、さまざまな働きかけを行っていきます。

3 「三重県地域少子化対策強化計画」に基づくライフステージ毎の主な取組状況

「みえ県民意識調査」によると、県民の多くは結婚を望み、子どもを持ちたいと願っていますが、さまざまな事情により結婚や子どもを持つことについて希望がかなわない現実があります。

県では、平成25年7月に三重県少子化対策総合推進本部（本部長：知事）を設置するとともに、少子化対策を平成26年度の重点テーマとして位置づけ、県民の皆さんのが結婚や出産・子育てに希望がもてる三重をめざして取り組むこととした。

また、国の平成25年度2月補正予算で創設された地域少子化対策強化交付金を活用し、平成26年度単年度の「三重県地域少子化対策強化計画」を策定し、「子ども・思春期」、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」も含めたライフステージ毎に切れ目のない対策をめざして取組を進めました。

平成27年度からは、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（平成27年度から平成31年度）に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざし、取組を進めています。

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」全体像

計画期間：平成27年度～31年度

めざすべき社会像～結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重～

概ね10年先 総合目標 ①合計特殊出生率(平成25年1.49)をおおむね10年後を目途に結婚や出産の希望が叶った水準(希望出生率)の1.8台とする
②「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」(25年度56.0%)を36年度に67.0%とする

計画推進の原則 めざすべき社会像の実現に取り組むうえでの前提や約束事

子どもの最善の利益を尊重する

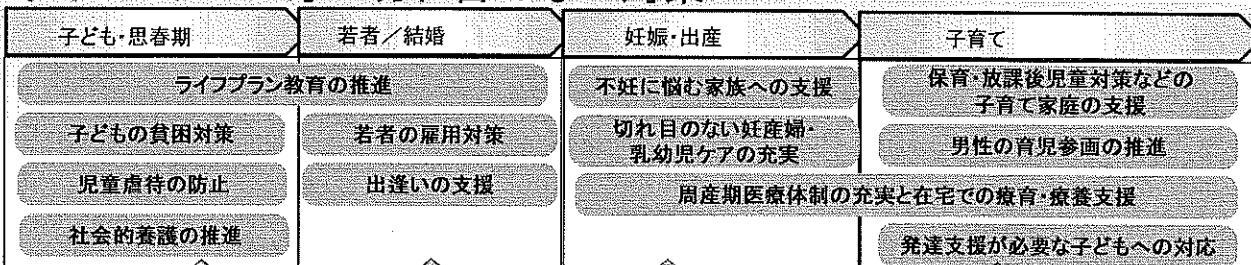
家族形成は当事者の判断が最優先される

人や企業、地域社会の意識を変える

家族の特性に応じてきめ細かに支援する

子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

ライフステージ毎に切れ目のない対策



ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために

働き方

意識の高まり、環境の整備

子育て期女性の就労に関する支援

企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援

(1) 子ども・思春期

県民の皆さんの結婚・妊娠の希望をかなえるためには、子ども・思春期から、家庭生活や家族の大切さなどについて考え、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下する等の医学的に正しい情報を理解することが必要です。

また、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向けては、三重県子ども条例の理念に基づき、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的のみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができるよう取組を進めることができます。

【主な取組】

①思春期ライフプラン教育事業（健康福祉部子ども・家庭局）

県内 6 つの市町で思春期ライフプラン教育事業を利用して、小中学生への教育を実施し、性や妊娠・出産の正しい知識の啓発をはかるとともに、次年度以降の開催地域の拡大に向けて、中学生の思春期ライフプラン教育では他の市町の担当者等の視察も受け入れました。

今後は、思春期ライフプラン教育を実施する市町のさらなる増加をめざし、引き続き市町支援を行います。また、対象を大学生や成人期の若者にも拡大し正しい知識の普及を行います。

②ライフプラン教育総合推進事業（教育委員会事務局）

高校生が家庭を築くことや子育てに関する意義を考える機会の充実を図るため、県立高等学校におけるライフプランや結婚、子育て等をテーマとした講演会の開催（実施校 10 校）や高校生向けリーフレットの作成、高校生と園児やその親との交流を通して、子育ての意義や地域の子育て環境を学ぶ機会の充実を図るため、各学校が実施する保育実習等の支援（実施校 12 校）等を行いました。

また、産婦人科医等の専門家を学校に招聘し、ライフプラン教育の一環として、高校生が家庭を築き、子どもを生み育てることの意義について考えることや、思春期の人工妊娠中絶や性感染症を予防するため、妊娠・出産の医学的知識等を正しく身につけることができるよう講座や講演会を実施しました（実施校 14 校、実施回数 21 回）。

引き続き、県立高等学校におけるライフプランや結婚、妊娠・出産、子育て等をテーマとした講演会及び各校が実施する保育実習や乳幼児とのふれあい体験教室等の充実等を図ります。

公立小中学校の教員等を対象に、専門的な知識を有する外部講師による講演会を開催しました。また、実践事例に関する資料を、市町教育委員会及び公立小中学校の教員等を対象とした研修会等を通じて配付しました。

今後も、家庭生活と家族の大切さや家族の役割を考える教科等の教育活動の充実をはかるため、教員を対象とした研修の開催等を一層進めていきます。

③ひとり親家庭学習支援ボランティア事業（健康福祉部子ども・家庭局）

ひとり親家庭の児童に対し、学習支援ボランティアの派遣を行いました。（家庭派遣 5 人、教室形式 3 か所 35 人）

今後は、市町が実施主体となった学習支援事業を支援し、県内全域で実施できる体制の整備を進めます。

④児童虐待法的対応推進事業（健康福祉部子ども・家庭局）

弁護士や警察官等の専門的人材の活用を図り、児童虐待相談に対する的確な法的対応、介入型支援を実施することにより、児童虐待対応の充実を図るとともに、児童相談所職員の専門性の向上を図り、児童虐待相談等への法的対応を的確に行いました。また対象ケースの家庭への的確な支援を実施するためのアセスメントツールの開発と運用を行いました。

引き続き、地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られるよう、取組を進めます。

（2）結婚

少子化の要因の一つに未婚化や晩婚化が上げられます。結婚の希望をかなえるには、出逢いの支援や若者の安定した経済基盤の確保が求められています。

【主な取組】

①みえの出逢い支援事業（健康福祉部子ども・家庭局）

結婚を望む人に出逢いの機会の情報提供を行うため、平成 26 年 12 月に「みえ出逢いサポートセンター」を開設し、メルマガ会員の登録や結婚支援情報の登録などを進めました。

引き続き、結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向け、「みえ出逢いサポートセンター」により、結婚を望む人への出逢いの場等の情報提供等に取り組むとともに、新たに結婚支援にかかるフォーラムを実施し、結婚の大切さ、結婚の意義等について県民の機運の醸成を図り、結婚支援の輪が広がることをめざします。

②就職を勝ち取る若者人材育成事業（雇用経済部）

若年者の安定した就労に向け、新卒未就職者等を対象とし、研修（O F F – J T）と実習（O J T）を組み合わせた事業を実施するとともに、大学生や若年求職者を対象した長期インターンシップ事業を進めました。

今後は、本事業に参加した若者が安定的な雇用（正規雇用）となるよう、引き続き支援を行います。

(3) 妊娠・出産

晩婚化の進展に伴い、子どもを希望しても授かれずに悩む夫婦が増えているほか、母体や胎児に何らかの危険が生じる可能性が高い妊娠婦や低出生体重児に対する医療需要が増大しています。また、妊娠婦や育児中の親等の孤立が問題となっており、特に出産直後の悩みや孤立感は第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘もあり、妊娠・出産期の方に対する支援が必要となっています。

【主な取組】

①不妊相談・治療支援事業（健康福祉部子ども・家庭局）

不妊や不育症に悩む夫婦を支援するため、特定不妊治療費助成について、県の上乗せ助成事業を拡充するとともに、不育症や男性不妊治療、第2子以降の不妊治療などに対する助成事業を開始しました。（特定不妊治療費助成件数2,736件）また、不妊や不育に悩む夫婦への専門相談を実施しました。（不妊専門相談件数225件）

平成27年度から新たに一般不妊治療（人工授精）への助成を開始するなど、引き続き、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる、出産・子育ての希望がかなう三重をめざして、不妊や不育症に悩む夫婦を支援していきます。

②産後ケア事業（健康福祉部子ども・家庭局）

産後の子育ての負担感や孤立感を軽減するために産後ケア事業を実施する市への費用の助成を行うとともに、県内の市町の取り組みが拡大するよう医療機関、助産所の産後ケア事業の受け入れ調査を実施しました。

産後ケア事業に取り組む市町が拡大するよう、市町補助事業を継続するとともに、調査結果を踏まえ、訪問事業についても補助の対象として実施していきます。

③小児夜間医療・健康電話相談事業（健康福祉部医療対策局）

保護者等が安心して子育てができるよう支援するため実施している医療関係の専門職員による子どもの病気・薬・事故に関する電話相談について、平成26年4月から相談終了時間を23時30分から翌朝8時00分に延長して対応したところ、平成26年度の相談件数は8,802件（前年度比2,636件増）でした。

引き続き、急な子どもの病気等に対する電話相談について、平成26年度と同様に19時30分から翌朝8時00分までを相談時間として実施していきます。

（4）子育て

妊娠・子育ての希望をかなえるためには、共働きの子育て家庭を対象とした保育サービスの提供による就労支援が必要です。また、核家族化の進行に伴い、子育ての負担感や不安感が増大していることから、就労の有無にかかわらず、専業主婦（夫）家庭も含めたすべての子育て家庭を支える取組が必要となっています。さらに、妊娠や出産、子育ては男性も大きく関係する問題であり、人や企業、地域社会の意識が変わらるよう取組を進めていく必要があります。

【主な取組】

①保育士・保育所支援センター事業（健康福祉部子ども・家庭局）

保育士不足解消のため、保育士・保育所支援センターにおいて保育士就職支援ガイダンス（参加61名）及び保育所就職フェア（参加39名）を開催し、学生や潜在保育士等を対象に就職支援を行うとともに、三重県の保育登録者のうち、現在保育所に勤務していない方を対象に就労意向調査を実施しました。

今後は、保育士就職支援ガイダンスや保育所就職フェアを引き続き実施していくとともに、平成27年度からは相談員の設置や各種の研修を実施することにより、潜在保育士の職場復帰や新任保育士の就労を支援します。

②男性の育児参画普及啓発事業（健康福祉部子ども・家庭局）

「みえの育児男子プロジェクト」として、「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」を始めとするさまざまな啓発事業の実施や企業や市町への働きかけ等による人材育成など、職場における男性の育児参画と仕事の両立を大切にする風土づくりや働く男性の育児参画の機運の醸成等に取り組みました。

引き続き、男性が安心して育児に参画できる環境づくりや雰囲気づくりが進むための普及啓発に取り組むとともに、男性が子育てに積極的に関わる機会の提供や男性の育児参画の魅力や効果を発信することで、男性の育児参画を推進します。また、職場における育児と仕事の両立を大切にする風土づくりが進むよう、企業に働きかけます。

(5) 働き方

結婚・妊娠・子育てなどの希望をかなえるためには、女性が仕事のキャリア形成との両立に不安を感じたり、困難であることを理由に妊娠・出産を躊躇・先送りしたり、仕事と育児との両立に関する制度を利用しづらい雰囲気などがある状況を解消する必要があります。また、少子化の危機を突破するには、企業による取組が重要との指摘もあります。

【主な取組】

①仕事と家庭が両立できる職場づくり支援事業（雇用経済部）

ワーク・ライフ・バランスの促進のため、「地域人づくり事業」の一つとして実施し、9件の支援事業を選定し、企業の課題ヒヤリング、労使検討委員会の設置などの風土づくりや就業規則の見直しを行いました。

今後は、企業におけるワーク・ライフ・バランスの促進のため、的確な情報提供を行うとともに、「働き方改革推進プログラム^{*1}」のさらなる周知や、前年度に実施した「仕事と家庭が両立できる職場づくり事業」における支援企業の取組事例をセミナー等で紹介するなど地域的な広がりが進むよう普及・啓発に取り組みます。

※1 働き方改革プログラム…三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重)や三重労働局とともに、平成24年に実施された県内企業等へのヒアリング調査結果や検討会議をもとに作成した「働き方改革(企業でのワーク・ライフ・バランス)推進プログラム」。

②マタニティ・ハラスメントのない職場づくり（環境生活部）

働くことを希望する女性が、妊娠・出産により離職を余儀なくされことなく仕事を継続し、その能力を発揮して活躍できるよう、マタニティ・ハラスメント^{*2}、パタニティ・ハラスメント^{*3}のない安心して産み育てることができる職場環境づくりをめざし、経営者を対象としたセミナーの開催や職場風土づくりを支援するための講師派遣等を行いました。

今後は、それぞれの従業員に大切な家族があることについて、社内で相互理解を図り、出産や子育てへの肯定的な意識の醸成につながる「ファミリーデー」の実施に対する助成などを通じて、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止に向けた企業等の自主的な取組を支援していきます。

※2 マタニティ・ハラスメント…働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産・育児に関して職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ。

※3 パタニティ・ハラスメント…働く男性が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務制度等を活用して育児参画することを職場の上司や同僚が妨げたり、嫌がらせをしたりすること。

(6) その他（機運の醸成等）

少子化の危機を突破するには、県民の皆さんや企業、関係機関等と少子化等の現状についての危機感と対策の必要性の認識を共有し、連携して取り組むことが必要です。

【主な取組】

○少子化対策県民運動等推進事業（健康福祉部子ども・家庭局）

少子化対策の取組を進めるための機運醸成を図るための「みえ・たい³（キューブ）・スイッチ」フォーラムを3回開催するとともに、子育て、企業、医療、教育、市町等の関係機関の代表者や学識経験者、学生、子育て経験者等で構成される三重県少子化対策推進県民会議を設置・開催し、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の策定にかかる検討を行いました。

今後も、少子化対策に資する取組について多様な主体の参画を得るとともに、全庁的な連携を図り、取組を進めます。